

府中市給水装置工事事業者指定工事店 様

府 中 市 長
(上水下水道課)

水道法の一部改正に伴う給水装置工事事業者制度の更新制導入について (通知)

日頃より、府中市水道事業に御協力いただき厚くお礼を申し上げます。

さて、水道法の一部が改正されたことに伴い、2019(令和元)年10月1日より指定の更新制が導入されます。

この改正により、指定の有効期間が従来の無制限から5年間となることから、指定給水装置工事事業者様におかれましては、有効期間内での更新手続きが必要となります。

初回の更新時期につきましては、政令の規定に基づき、従来の制度で指定を受けた日によって、更新までの有効期間が異なりますので、該当する期間をご確認の上、期間内での手続きをお願い致します。

1 有効期限及び更新の受付期間

※初回の更新手続きについては、上水下水道課より郵送にて事前に通知します。

府中市より指定を受けた日	初回更新までの指定の有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	2020(令和2)年9月29日までの1年間
平成11年4月1日～平成15年3月31日	2021(令和3)年9月29日までの2年間
平成15年4月1日～平成19年3月31日	2022(令和4)年9月29日までの3年間
平成19年4月1日～平成25年3月31日	2023(令和5)年9月29日までの4年間
平成25年4月1日～令和元年9月30日	2024(令和6)年9月29日までの5年間

2 申請時に必要な提出書類及び持参するもの(水道法第25条の2を基準)

(ア) 指定給水装置工事事業者指定申請書(新規・更新) [様式第1号(第18条関係)]

(イ) 誓約書 [様式第2号(第18条及び第34条関係)]

(ウ) 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 [様式第3号(第22条関係)]

(エ) 機械器具調書 [別表(第18条関係)]

(オ) 定款及び登記事項証明書(法人)又は住民票記載事項証明書の写し(個人)

(カ) 「【提出用】給水装置工事事業者指定申請書(添付書類)チェックリスト」

※添付する書類は、別紙「給水装置工事事業者指定申請書(添付書類)チェックリスト」を参考にして下さい。

3 府中市が確認する項目(給水装置工事の指定制度等の適正な運用について)

【確認する内容】

- ① 指定給水装置工事事業者講習会の受講状況(府中市未実施)
- ② 業務内容(営業期間、漏水修繕、対応工事等について)
- ③ 給水装置工事主任技術者の研修受講状況
- ④ 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

4 更新に係る事務手続き手数料(府中市水道条例第○条による)

10,000円

5 更新制度に関するお問い合わせ先

広島県府中市用土町440番地1

府中市建設部上水下水道課 庶務係

電話 0847-43-7162

	法人の場合	個人の場合
様式第1号 (第18条関係) 指定給水装置工事事業者指定申請書 (新規・更新)	◎	◎
①定款	◎ (注1)	—
②登録事項証明書	◎ (注1)	—
③住民票記載事項証明書	—	◎ (注2)
様式第2号 (第18条及び第34条関係) 誓約書	◎ (注3)	◎ (注3)
様式第3号 (第22条関係) 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書	◎	◎
④給水装置工事主任技術者証の写し	◎ (注4)	◎ (注4)
別表 (第18条関係) 機械器具調書	◎ (注5)	◎ (注5)
⑤器具等を撮影した写真	◎	◎
◎ 必ず添付すること。 ◎ 法人の場合⑤⑥、個人の場合は⑤⑥のいずれか1つを添付すること。 — 添付の必要はありません。		

(注1) (注2) : 写し (コピー) でも構いませんが、3ヶ月以内以内のものを提出してください。

また、『原本と相違ありません』の記載と申請者の署名・押印をしてください。

(注3) : 代表者の住所と氏名を自署 (自筆で署名) して下さい。

(注4) : 給水装置工事主任技術者免状番号を確認できるもの (免状又は技術者証の写し)

(注5) : 機械器具については、レンタル或いはリース可。種別の欄には、「管の切断等の機械器具」、「管の加工用の機械器具」「接合用の機械器具」「水圧テストポンプ」の別に記入してください。

(注6) : 各様式の押印は、代表者印を押印し、同一のものを使用すること。

【お問い合わせ先】

上下水道課 庶務係

TEL0847-43-716